

安定ヨウ素剤の服用

- ▶ 原子力規制委員会が服用の必要性を判断し、原子力災害対策本部又は県、市の指示に基づいて服用
- ▶ 原子力規制委員会の判断及び原子力災害対策本部の指示は、安定ヨウ素剤を備蓄している県、市に速やかに伝達



安定ヨウ素剤

(服用の目的)

- ・ 原子力発電所から放出される放射性ヨウ素による内部被ばくを防ぐ。

(服用のタイミング等)

- ・ 安定ヨウ素剤はその効果が服用の時期に大きく左右されるため、適切なタイミングで速やかに住民等に服用させることが必要。このため、平時から事前配布や緊急時の配布体制の整備が必要。

(その他の留意事項)

- ・ 県及び市は、安定ヨウ素剤の服用時における副作用の発生に対して、適切な対応体制を整える。
- ・ 県及び市は、事前配布時の説明会や原子力防災訓練等の機会を通して、安定ヨウ素剤の適切な取扱いを周知する。

区域	配布・服用
P A Z	事前配布。避難指示と同時に服用指示。
U P Z	緊急時に配布。モニタリング結果等に応じ、避難や一時移転とあわせて服用を指示。

安定ヨウ素剤の事前配布

- 島根県及び関係4市は、「島根県安定ヨウ素剤配布計画」に基づき、服用の指示に基づき速やかに安定ヨウ素剤を服用することができるよう、P A Z地域住民等に対して安定ヨウ素剤を平時から事前に配布
- 平成27年6月よりP A Z地域住民への事前配布を開始し、平成27年12月末現在、40回の説明会を開催済（転入者、未配布者等を対象とした説明会は平成28年度以降も実施）
- P A Z地域事業所勤務者及びU P Z地域住民等のうち何らかの事情により事前配布を希望する者に対する配布に向け準備中

《安定ヨウ素剤事前配布説明会》

医師、自治体職員により、安定ヨウ素剤の効能や服用時期、管理方法、避難計画など、知っておくべき事項を説明。



説明会を開催した上で、事前配布

地 区	住民数 (3歳以上の住民を対象)	配布者数
鹿島 島根 古江 生馬	9, 7 7 8人	6, 8 8 8人

※対象住民数

平成27年4月末現在の3歳以上の住民基本台帳人口。
 (各施設で備蓄する社会福祉施設入所者及び松江工業高等
 専門学校寮生を除く)

※配布者数

平成27年12月末

○説明会における主な説明事項

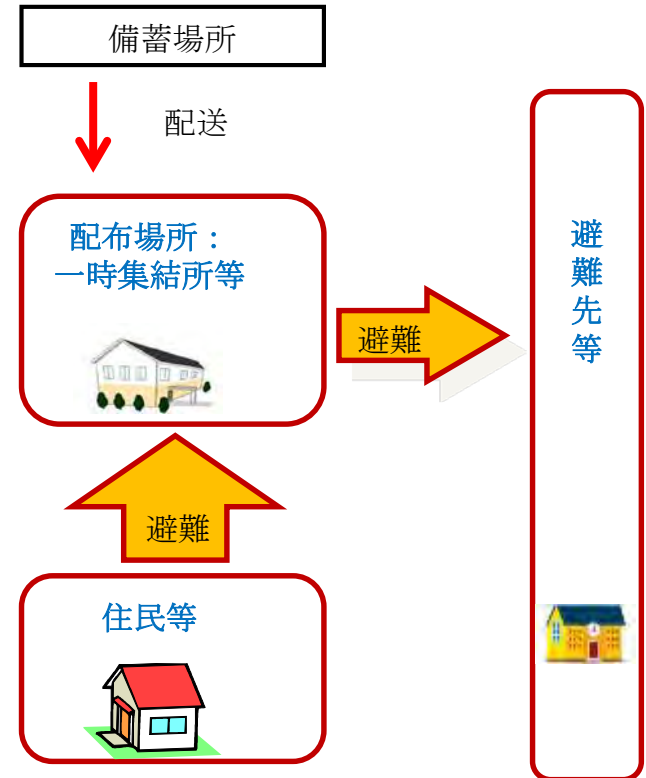
- ・ 効能と副作用を理解のうえ受け取ること
- ・ 年齢に応じた適量を服用すること
- ・ 第3者に譲渡しないこと
- ・ 原子力災害時に国や県、市から指示があった場合のみ服用すること
- ・ 有効期限は製造後3年間であり、交換時期に再度説明会に参加し、新しい安定ヨウ素剤と交換すること
- ・ 保管方法 等

- ・ 安定ヨウ素剤の服用が不適切な者は、施設敷地緊急事態要避難者として登録し、施設敷地緊急事態になった段階で避難
- ・ 3歳未満の乳幼児、保育園児・幼稚園児は、施設敷地緊急事態になった段階で、保護者ととともに避難

安定ヨウ素剤の緊急配布

- ▶ 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の緊急配布に備え、島根県は市役所、オフサイトセンター、学校等にP A Z 及びU P Z 対象人口の3回分の数量を備蓄。鳥取県も、一時集結所、学校、調剤拠点薬局等にU P Z 対象人口の3回分を備蓄
- ▶ 引き続き緊急配布用の配備を進めるとともに、2県6市は、迅速な配布体制を整備

安定ヨウ素剤の備蓄場所等					
島根県	オフサイトセンター	2, 204, 000丸	鳥取県	県立病院	690, 000丸
	県立中央病院			保健所	
松江市	松江市役所・支所		米子市	一時集結所	
	松江市立病院			(小中学校、公民館)	
	発電所から10km内の学校			米子市福祉保健総合センター	
出雲市	出雲市役所・支所		境港市	一時集結所	
安来市	安来市役所			(小中学校、公民館等)	
雲南市	雲南市役所			境港市役所	



※上記の他、島根県では乳幼児用の粉末剤を各市内の保健所、病院等に配備。同様に、鳥取県でも圏域の調剤薬局等に配備。



調剤訓練の様子

12. 原子力災害医療

<対応のポイント>

原子力災害医療を迅速、的確に行うため、各地域の状況を勘案して、各医療機関等が各々の役割（トリアージ、救急処置、防護指導、健康相談、救護所等へ医療関係者の派遣等）を担うことが必要であり、平時から救急・災害医療機関が被ばく医療に対応できる体制と指揮系統を整備・確認している。

原子力災害医療の実施体制

- ▶ 大規模な自然災害との複合災害時において、被ばくのおそれのある傷病者への診療や関係機関との連携を強化するため、下図の医療体制を整備し、適切に対応
 - ・ 放射線により被ばくし、若しくは放射性物質により汚染された者又は汚染や被ばくの可能性がある傷病者に対して医療処置を円滑に行う
 - ・ 県の災害対策本部に原子力災害医療調整官を設置し、自然災害への対応との連携を進める

<p style="text-align: center;">高度被ばく医療支援センター（国が指定）</p> <p>○機能：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重篤な外部被ばく・内部被ばく患者の診療等の実施 ・ 高度専門的研修の実施 ・ 専門派遣チーム整備 等 <p>○機関：</p> <p>量子科学研究開発機構、 広島大学ほか（指定済）</p>	<p style="text-align: center;">原子力災害医療・総合支援センター （国が指定）</p> <p>○機能：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高線量被ばく患者の救急治療 ・ 医療機関連携体制の構築 ・ 原子力災害医療派遣チームの派遣調整 等 <p>○機関：</p> <p>広島大学ほか（指定済）</p>
---	--



<p>原子力災害拠点病院（県が指定）</p> <p>○機能：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被ばく傷病者等に対する専門的医療の実施 ・ 原子力災害医療派遣チーム整備 ・ 地域内の関係者に対する研修 等 <p>○機関：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の中核病院（想定：二次被ばく医療機関）
--



<p>原子力災害医療協力機関（県に登録）</p> <p>○機能：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 立地道府県等が行う原子力災害対策への協力 等 <p>○機関：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の関係機関等（想定：初期被ばく医療機関等）
--



訓練風景

※原子力災害対策指針改正（平成27年8月）を踏まえ、今後、計画的に体制を強化していく。

13. 放射線防護資機材、物資、 燃料等の備蓄・供給

<対応のポイント>

2県6市は、PAZ及びUPZ内で避難誘導等を行う要員のために、個人線量計等の放射線防護資機材を、県、市、消防、医療機関等に備蓄している。

2県6市は、緊急時に備え食料及び生活物資を備蓄している。また、放射線防護対策施設においては、屋内退避者が一定期間生活できる物資を備蓄する予定である。備蓄している物資が不足する場合、島根県、鳥取県及び関係市から、原子力災害対策本部に対し物資調達の要請を行う。緊急輸送車両や避難所等への燃料の供給が不足する場合においては、原子力災害対策本部に対して燃料調達の要請を行う。

PAZ内の放射線防護資機材の備蓄

- 松江市のほか、PAZ圏内の住民搬送を担うバス会社の運転手、医療機関・社会福祉施設・教育機関の施設管理者等に個人線量計等の放射線防護資機材を備蓄
- 緊急時には、放射線防護資機材を運転手、避難誘導者に配布し、万々に備え避難搬送時に携帯
- 平時にはこれらの使用方法に関する訓練・研修を定期的を実施。併せて、関係者向けパンフレットを整備中



UPZ内の放射線防護資機材の備蓄

- UPZ圏内一時移転等において住民搬送を担う輸送事業者等には、緊急時に設置する一時集結拠点で原則放射線防護資機材を配布（UPZ圏内の輸送事業者等には個別配布）
- 一時集結拠点では、放射線防護資機材の使用方法や、それまでのモニタリング結果等により、避難搬送による被ばく線量が積算1mSvを十分に下回ることをあらかじめ確認



原子力事業者による放射性防護資機材の備蓄

- 原子力事業者は、放射線防護資機材を各原子力事業者で支援をするため、「原子力災害発生時における事業者間協力協定」を締結
- 原子力災害発災後の避難・一時移転等において、放射線防護資機材等が不足する場合、原子力事業者は、保有する資源（要員・資機材等）を最大限供給し支援

原子力災害発生時における事業者間協力協定（平成26年10月10日）

【協定事業者】

北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、日本原子力発電、電源開発、日本原燃

【目的】

原子力災害時における原子力事業者間協力の円滑な実施を図り、原子力災害の拡大防止および早期復旧の一翼を担うことを目的とする。

【協力活動の範囲】

原子力災害時の周辺地域の環境放射線モニタリングおよび周辺区域の汚染検査・汚染除去に関する事項について、協力要員の派遣・資機材の貸与その他の措置 等

主な備蓄資機材

資機材	数量
サーベイメータ(GM管)	360台
全面マスク 要確認	1,000個
タイベックスーツ	30,000着



サーベイメータ(GM管)



全面マスク



タイベックスーツ

県及び関係市における食料等の備蓄

- 緊急時に備え、県及び関係市では、食料及び生活物資等の備蓄を実施。万が一不足等が生じる事態となった場合、県が調整を行い、それぞれの県内の全市町村より備蓄した食料及び生活物資等を融通する体制を整備
- 関係市町及び避難先市町から物資支援の要請があった場合や要請を待ついとまがないと認められる状況になった場合に備え、島根県及び鳥取県は、「災害時における応急生活物資等の協力に関する協定」等を民間企業等と締結

関係県市の生活物資の備蓄状況

	アルファ米等(食)	飲料水(リットル)	毛布(枚)	簡易トイレ(個)	非常用燃料(個)
島根県	71,024	3,720	25,485	694	77
松江市(まつえし)	32,830	1,027	1,050	75	—
出雲市(いずもし)	28,850	—	1,426	225	19
安来市(やすぎし)	7,100	8,400	330	—	—
雲南市(うんなんし)	2,000	660	950	18	—
鳥取県	—	—	—	47	—
米子市(よなごし)	13,130	14,040	8,100	191	—
境港市(さかいみなとし)	3,610	3,468	1,160	40	—

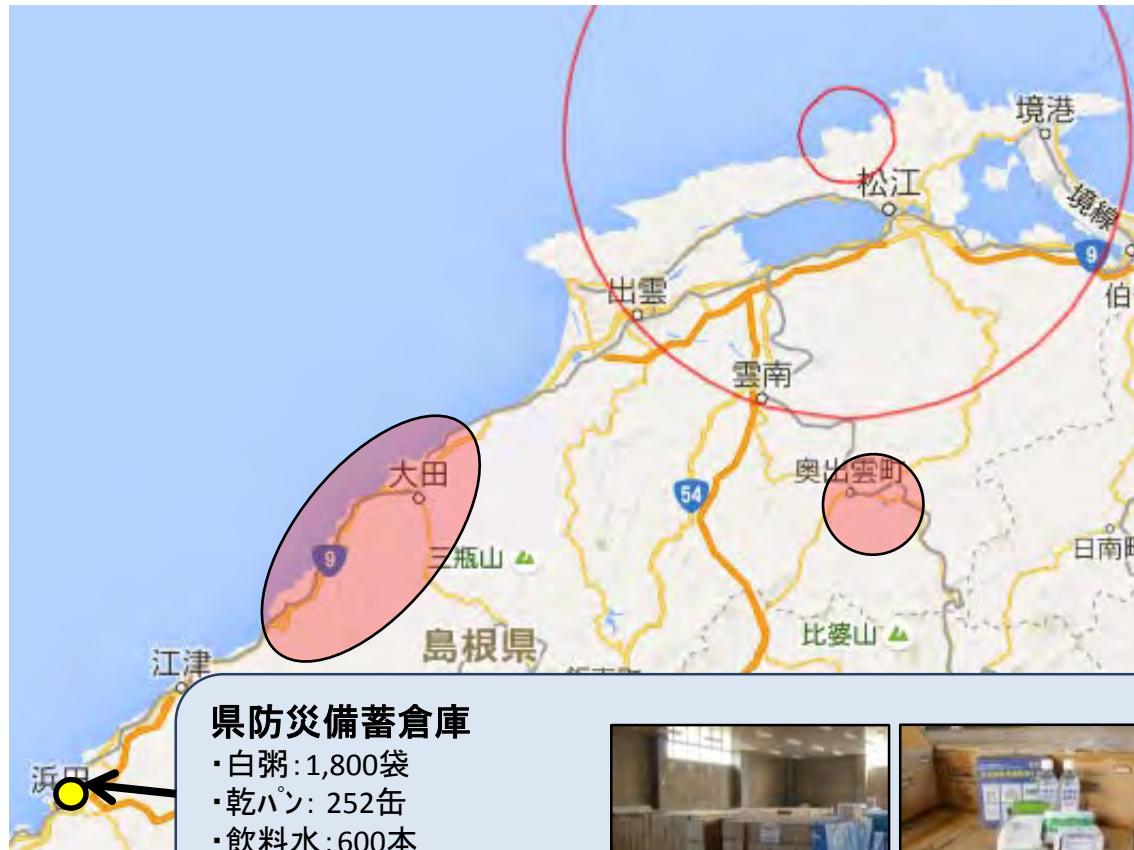
災害時における物資の供給等に関する協定の締結状況

※上記物資備蓄数は概数。また、上記の他に、関係市では食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等を準備している。

協定名	内容	締結民間企業等
災害時における食料等の調達に関する協定	災害発生時における食料等応急生活物資の供給	アルファ食品(株)、(株)マツヤ神戸屋、(有)なんぼうぱん、(株)みしまや、(株)フーズマーケットホック、(株)ウシオ、(株)キヌヤ、いずも農業協同組合ラビタ本店、(株)イズミ、(株)一畑百貨店、島根県生活協同組合連合会、(株)ローソン、(株)ファミリーマート、ほか弁当業種企業多数
大規模災害時の支援活動等に関する協定	大規模災害時において、緊急通行車両への優先給油及び被災者や帰宅困難者等への情報提供等	島根県石油商業組合
緊急・救援物資等輸送に関する協定	災害発生時における緊急・救援物資等輸送	(公社)島根県トラック協会



- ▶ PAZからの避難住民約10,700人の受入れ時には、島根県及び受入先自治体の備蓄のほか、島根県と災害時協定を締結している指定業者等からの流通備蓄と受入先自治体による備蓄のほか、日本赤十字社島根県支部に備蓄された物資（生活用品等）を、島根県トラック協会等の協力を得て、避難施設に搬送
- ▶ 島根県及び関係市町が備蓄している物資が不足する場合、島根県及び関係市町から、原子力災害対策本部に対し物資調達のを要請を行う



PAZ住民避難先

未調整

	避難経由所	避難受入人数(人)
鹿島(恵曇・御津)	県立大田高等学校	
鹿島(佐太)	市立朝波小学校	
鹿島(講武)	市立第一中学校	
島根	横田公園	
生馬	市立長久小学校	
古江	旧湯里小学校	
	旧温泉津小学校	
	市立温泉津中学校	

県防災備蓄倉庫

- ・白粥:1,800袋
- ・乾パン: 252缶
- ・飲料水:600本
- ・毛布:5,960枚
- ・大人用紙おむつ:3,960枚 等



合計

※「避難経由所」は、避難先自治体における目的地であり、多くの駐車スペースを持つなど比較的大規模な施設を指定している。避難経由所に到着した避難者は、避難先自治体によって順次開設される避難所へ誘導される。

物資集積拠点・一時集積拠点

- 物資供給の迅速性を高めるため、国からの物資を集積する物資集積拠点を設定。物資集積拠点で、地域のニーズ等を踏まえて必要な食糧や物資を分別し、一時集積拠点に輸送
- 一時集積拠点では、物資集積拠点から搬送された物資をもとに、地域住民の状況を踏まえて物資を供給。あわせて、地域住民のニーズ等を踏まえた物資供給に関する各種要請を行う
- 物資集積拠点・一時集積拠点は、防災業務関係者への災害関係情報の提供拠点としても活用

